

令和2年4月から最低制限価格の設定範囲を見直します

1. 令和2年4月1日入札執行分より、「最低制限価格制度」の運用を次のとおり変更します。
入札参加等にあたり、ご注意くださいますようお願いいたします。

① まず、平成31年3月改正の中央公契連モデルで基準値（A）を計算します。
A = 直接工事費の97% + 共通仮設費の90% + 現場管理費の90% + 一般管理費の55%
(それぞれ対応する率を掛けて計算した値に1円未満の端数が生じた場合は、切捨てとします。)



②次に、Aを設計金額（消費税相当額を除く。）で割り、最低制限価格率を計算します。

$$\frac{A}{\text{設計金額（消費税相当額を除く。）}} = \text{最低制限価格率（百分率で小数点3位以下を切捨て）}$$

(ただし、上記で計算した最低制限価格率が **75%**未滿となった場合、最低制限価格率を **75%**に引き上げ、また、**92%**以上となった場合は、最低制限価格率を **92%**に引き下げるものとします。)

見直し前は70%でした。

見直し前は90%でした。



③最後に、予定価格（入札書比較価格）に最低制限価格率を掛けると最低制限価格（入札書比較価格）になります。

$$\text{最低制限価格（入札書比較価格）} = \text{予定価格（入札書比較価格）} \times \text{最低制限価格率}$$

(※最低制限価格は1,000円未滿切捨て)

2. 建設工事について最低制限価格を設定する案件については、変更はありません。
(今回の変更は設定範囲のみです。)

※中央公契連とは？

正式名称は「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」

国土交通省が事務局を担当し、その他国の省庁などで構成しています。

毎年、必要に応じ最低制限価格の設定基準となる低入札調査基準価格モデルや指名停止措置モデル等の見直しを審議し、総会に付議、決定しています。

なお、決定した内容は、各都道府県を通じ、管下市町村に通知されており、各自治体で運用方法を決定する際の標準的基準とされています。